

島本町告示第43号

島本町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成30年島本町規則第21号）第5条第2号の規定に基づき町長が公示して定める土砂埋立て等を下記のとおり定める。

平成30年6月29日

島本町長 山田 紘平

記

- 1 運動場、駐車場その他施設の管理者が行う敷均し厚さ20cm以内の土砂埋立て等
- 2 農地改良に係る土砂埋立て等（農地の所有者がその所有する土地についてその土質改善又は生産性向上のため、当該農地の従前の作土と同等以上の土砂等を用いて行うものに限る。）であって、あらかじめ町長の承認を受けたもの

以上